

こんなときどうする？ ～ 公立高校志願変更・希望変更編

1. 志願変更、希望変更とは？→「志願変更」とは、出願校を変えること、または「全日→定時」のように課程を変えることを言います。
「希望変更」とは、出願校は変えませんが、「国際教養→普通」のように学科や三部制の部を変えることを言います。
2. 何度でも変更できる？ → 「志願した高校や課程・学科・部を変更したい者は、1回に限り先の志願（希望）を取り消して、新たに他の高校や他の課程・学科・部に志願（希望）を変更することができる。」とされています。
3. 志願変更は必ず必要？ → これまで ずっと伝えている通り、「入りやすい高校」を受検するのではなく、「自分にとって必要な学びがある高校」を受検してほしいです。変更先での学びが、先に志願した学校と同程度なら、変更も良いと思いますが、点数や可能性を重視した変更ですと、入学後の学びが自分にとって不十分となる場合も予想されます。特に、希望変更する場合は、3年間の学習カリキュラムが大きく変わりますので、慎重に考える必要があります。
4. 変更はどう判断する？ → 2月8日(木)に出願が締め切られると、翌日の朝刊に各校の志願状況(倍率)が掲載されます。多くの人はその倍率を見て、変更する、しないを判断します。なお、県教育委員会HPでは8日17時頃、総進図書HPでは同日18時頃に毎年、速報が掲出されますので、翌日の新聞まで待てない人は、こちらをご覧ください。
5. 志願倍率ってどう見る？ → 倍率が「1.00」（1倍）の場合、募集定員と志願者数が同じことを意味します。倍率が高く（1倍以上）なればなるほど、募集定員より志願者数が多くなり、必然的に不合格者が多くなります。一方、倍率が1倍以下（0.●●）の場合、募集定員より志願者数が少なくなります。つまり、倍率が2倍を超える学校は志願者の半分以上が不合格となる激戦となり、倍率1倍未満の場合、合格しやすくなるということです。志願変更、希望変更する受検生は、先に出願した志望校の倍率と、変更を考えている志願先を見比べて、変更する、しないを判断します。
6. 志願変更、希望変更はいつ？ → 今年度入学者選抜本検査では、令和6年2月14日(水)と15日(木)の2日間です。四中では、初日14日の朝から手続きを行うよう動いてもらいます。
7. 不安！先生に決めて欲しい！ → 一切できません。もちろん、精一杯の助言はしますので、面談で指摘された点を充分考慮し、保護者ともじっくり話し合い、最終的には生徒の皆さんが自身で決めてください。
8. 目標点に届かないが変更したい！ → 安全校（併願推薦校）の進学でも構わないという意味が確認できたら、可能性の難しさは指摘しつつ、その気持ちを応援したいと思います。ただし、他に進学先がない(公立1本)の場合は、より確実に合格できるよう「待った」をかけることになるでしょう。二次募集ありきという考え方にも、原則「待った」をかけます。
(二次募集は不確定要素が強いため！)
9. ネット出願校はネットで変更？ → ①ネット出願校から他のネット出願校へ志願変更 ②窓口出願校へ志願変更 ③ネット出願校内での希望変更 いずれの場合もネットでの変更はできず、高校に向いて手続きをします。郵送出願はできません。
10. 変更をする上で必要なことは？ → 志願変更や希望変更を考えている人は、①担任の先生にできるだけ早くその意志、変更先を伝えてください。必ず ②「三者面談」を受け、③「希望変更届(ピンク)」の提出をお願いします。当然ですが④「入試計画書」の提出も必要です。
③、④を受理した後、担任は必要書類を作成します。

11. **変更時、必要な物は？**→担任から出願書類（①**新しい願書** ②**志願変更願または希望変更願**）をもらい、記入し、点検を受けます。**新しい願書には「写真」が必要な**ので、面談前に焼き増しし、準備する必要があります。ネット出願だった人も写真データではなく、**現像写真が必要**です。また、**願書には「校長の証明印」が必要な**ので、**遅い時間（13.②）に面談をした人は、押印は翌朝となる**ことを承知してください。また、**校長承認や自己申告書、志願理由書など個人に必要な書類がある人は、その準備も併せて**お願いします。**2日目学校設定検査のための独自書類の用意も忘れずに。**
12. **市立から県立に変更！**→県立高どうしの変更の場合、**受検料は新たに**かかりません。先に出願した高校で「**志願取消証明書**」が発行され、そこに**受検料が支払い済である**ことが証明されます。ただし、**市立 ⇄ 県立は、受検料(県収入証紙)が必要**です。また、**定時→全日の変更の場合、差額1250円分の県収入証紙が必要**です。全日→定時の変更の場合、**差額の返金はありません。**
13. **変更当日、どう動く？**→①**12日までに面談をした場合は、必要書類の作成や点検がOKであれば、13日放課後に必要書類を渡すことができます。**前日に事前指導ができれば、**14日(水)朝、自宅から出発してOK**です。
- ②**13日夕方以降に面談した場合は、11で述べた通り、書類最終完成が翌朝となる**ため、通常通りの登校をし、朝読書の時間に事前指導を受け、**14日(水)9時頃、中学校から出発**となります。

④**志願変更、希望変更は全校(ネット出願校含む)窓口出願**です。

【志願変更者】

- ①**先に出願した高校**へ行き、「志願変更願」と「受検票」を提出する。
- ②「志願取消証明書」と「返信用封筒」をもらい、**新たに出願する高校**へ行く。
- ③新たな出願校で、「志願取消証明書」「**新しい願書**」「**調査書**」「**返信用封筒**」を提出する。受理されたら、中学校へ戻る。
- ④**13時までに中学校に戻れる場合は、そのまま中学校職員室**に行き、3年職員に報告する。受理証を提出する。

2校に

行かなくては
ならない！

【希望変更者】

- ①先に出願した高校へ行き、「**希望変更願**」と「**受検票**」を提出する。
- ②**先に提出した願書や受検票等**を高校の先生の指示のもと、訂正する。
- ③「**希望変更許可書**」と「**修正された受検票**」をもらい、中学校へ戻る。
- ④**13時までに中学校に戻れる場合は、そのまま中学校職員室**に行き、3年職員に報告する。受理証を提出する。

14. **変更手続きが終わったら？**→中学校に戻り、職員室の3年職員に受検番号を報告し、受理証を提出します。一緒にもらった当日の諸注意プリントもコピーをとるので、一緒に渡してください。その後、授業に合流です。
15. **お昼を過ぎても終わらない！**→13時までに中学校に戻れない場合は、最寄りの公衆電話から四中に電話をし、指示を仰いでください。**※給食の取り置きはできません。**
16. **志願変更後、もとに戻りたい！**→いかなる場合でも、変更後の変更はできません。変更期間は2日あるので、自分が変更した学校に多くの人が志願(希望)変更することも予想されます。あまり聞いたことのない例ですが、変更前より倍率が上がる可能性だってありうるのです。慎重に判断しましょう。

17. **その後のスケジュールは？**→**2月15日(木) 志願変更・希望変更〆切 16時**
16日(金) 志願確定数県教委 HP 公開 14時
17日(土) 朝刊で志願確定数公開

高校での窓口出願の流れは、別に渡す「**公立出願編**」をよく読むこと。